

令和2年・令和3年改正 個人情報保護法について



令和3年10月14日

- 本資料は、令和 2 年・3 年改正個人情報保護法に関する法律・政令・規則・ガイドライン・Q & A等の一部について、その概要等をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定等の全てを記載したものではありません。
- 令和 2 年・3 年改正個人情報保護法のより詳細な内容については、個人情報保護委員会の H P 等をご参照下さい。
👉 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>
- 令和 4 年 4 月以降は、令和 3 年改正法による各規定が適用されます。なお、本資料中の条文番号は、便宜上、令和 2 年改正法によるものと、令和 3 年改正法（のうち令和 4 年 4 月施行関係※）によるものについて、例えば、前者を§28、後者を〔§33〕として記載しています。

※デジタル社会形成整備法第50条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係
（同第51条による地方公共団体等関係は令和 5 年春頃施行予定）

I. はじめに ……P 3

※個人情報保護委員会の概要等

II. 令和2年改正法について ……P10

III. 令和3年改正法について ……P54

※学術研究分野における規律の精緻化関係

IV. 質疑応答・意見交換 ……P76

V. おわりに ……P77

※令和2年・令和3年も踏まえた事業者における情報管理と利活用への期待

I . はじめに

※個人情報保護委員会の概要等

個人情報保護委員会とは

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。
- いわゆる3条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。

【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は
個人情報保護委員会が所管

民間

国の行政機関
(令和4年4月～)

独立行政法人等
(令和4年4月～)

地方公共団体等
(令和5年春～)

監視・監督

個人情報保護委員会

個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進

監視・監督等

国際協力

苦情あっせん

広報啓発

※令和3年改正法により、公的部門と
民間部門の法制を一元化。

【マイナンバー法関係】

マイナンバー法はデジタル庁が所管

民間

国の行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

監視・監督

[参考] 令和3年度 活動方針①

令和2年度における委員会の取組

個人情報保護法関係

- いわゆる3年ごと見直し
(個人情報保護法等改正法の成立、関連する政令・規則・ガイドライン等の検討及び整備)
- 個人情報保護制度の一元化
(官民を通じた個人情報保護制度の見直しに係る検討、個人情報保護法の一部改正を含むデジタル社会形成整備法案の国会提出)
- 個人情報保護法に基づく監督等
- 個人情報保護法に基づく個人情報等の利活用等
(ガイドライン及びQ&Aの改正、PPCビジネスサポートデスクの開設、匿名加工情報に関する情報発信、認定個人情報保護団体に関する取組)
- 国民からの相談・苦情等への対応及び広報活動

マイナンバー法関係

- マイナンバー法に基づく監視・監督
- 特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保に向けた取組
- 独自利用事務の情報連携に係る届出の受付
- 特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けた取組
- 国民からの相談・苦情等への対応

国際協力

- 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組の推進
- 情報通信技術の進展等を踏まえた個人データ保護の在り方に関する国際的な議論への参画
- 地域別対話 (EU・米国・英国との対話、APEC CBPRシステムの推進)
- 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信

新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いや、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い等について、委員会ウェブサイトに掲載

令和3年度における委員会の取組の基本的な考え方

【個人情報保護法関係】

- ・ 個人情報保護法等改正法の円滑な施行に向けて、ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組む。
- ・ デジタル社会形成整備法の円滑な施行に向けて、委員会の体制強化と更なる専門性の向上を図るとともに、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進め、個人情報保護とデータ流通との両立の要請に対応する。
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効率的・効果的な監督を行う。

【マイナンバー法関係】

- ・ これまでの監視・監督活動を通じて蓄積してきたノウハウをいかし、必要に応じて指導・助言等を行う。

【国際協力】

- ・ 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組みの構築に向け、米国・EUを中心とした関係各国との戦略的な対話や連携を一層推進するとともに、OECD等の国際会議において、委員会としての発信を積極的に進める。
- ・ これまで委員会が構築してきた関係機関等との協力関係を基礎に、諸外国のデータ保護機関等とのネットワークを更に強化する。

[参考] 令和3年度 活動方針②

令和3年度における委員会の具体的な取組

個人情報保護法関係

改正個人情報保護法

- 改正法の円滑な施行に向け、ガイドライン等の整備を進める
- 様々な主体に対する説明会の実施等、制度の周知広報に取り組む

個人情報保護制度の一元化

- 整備法の円滑な施行に向け、行政機関等や学術研究機関等への周知や政令・規則等の迅速な整備等に取り組む

監督活動

- 多様な情報源から得られる情報を総合的に活用した監督活動の実施
- 漏えい等事案に対する迅速な初動対応と適切な助言等
- サイバーセキュリティ事案への指導・助言の更なる充実

執行協力に関する取組

- 外国執行当局との連携等により、外国の事業者に対しても確実な執行を目指す

個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進

- PPCビジネスサポートデスクにおける相談支援対応
- 改正法において新たに導入された仮名加工情報制度の速やかな普及を図る

認定個人情報保護団体

- ガイドライン（認定団体編）の策定・周知
- 特定の事業活動に限定した認定を希望する団体からの相談対応

マイナンバー法関係

監視・監督活動

- 検査団体数を更に増やし、レビュー検査により一層注力する
- 監視・監督システムの機能強化による分析機能の高度化

地方公共団体支援

- 各種説明会における安全管理措置に係る説明

特定個人情報保護評価

- 行政機関の長等の全項目評価書の審査及び承認

独自利用事務の情報連携

- 独自利用事務システムの設計・開発
- 独自利用事務の事例の追加等による情報連携の活用促進

国際協力

信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築

- 日米欧で先駆的に枠組みを構築
- グローバルに相互運用可能な新たな企業認証制度の模索につき、国際的な連携を進める
- OECDプライバシーガイドラインに係る国際的な議論を主導

個人データ保護の在り方に関する国際的な議論への参画

- GPAやAPPAフォーラム等の国際会議等への積極的な参画

既存の個人データ移転の枠組みの円滑な運用・更なる発展

- EU・米国・英国との対話
- APEC CBPRシステムの推進
- 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信等

共通事項

新型コロナウイルス感染症に係る対応

- 国民の疑問に答えるべく、課題を注視し委員会ウェブサイトにて適時適切に発信
- 委員会の対応を国外に発信するとともに、国際会議への参加により情報収集を行う

広報・啓発活動

- 現行の法制度のほか、改正法について幅広く周知
- 「個人情報を考える週間」を設定し、広く国民に広報

相談・苦情等への対応

- AI等を活用したチャットボットサービスを運用し、国民の利便性を向上

有益な情報発信

- 実例を踏まえた手法の紹介等、コンテンツの充実

インシデント対応

- 関係機関と緊密な連携を図りつつ対応

人材の育成・確保

- 情報セキュリティや、国際的な連携を含めた法執行等の知見を有する人材の継続的な確保及び育成

【参考】令和4年度 重点施策のポイント

1 改正個人情報保護法の円滑な施行

◇ 令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護に係る全国共通ルールを規定。

個人情報保護政策の企画立案と、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体に対する監視監督とを一元的に担うこととなる、令和3年改正法の円滑な施行に向け、各種施策に取り組む。

◇ 令和2年6月に成立した個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（※）（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）が令和4年4月1日に全面施行されることから、その円滑な施行に取り組む。

※一定の漏えい等報告の義務化、仮名加工情報制度の創設、越境移転に係る情報提供の充実等を措置

【主な施策等】

- 令和3年改正法の適切な施行の確保や地方公共団体の施行準備支援
- 令和2年改正法の適切な施行の確保や次期見直しに向けた国内外の動向調査
- PPCビジネスサポートデスクによる相談支援等、適正な利活用の推進

2 事務・権限の拡大に伴う委員会の体制強化

令和2年改正法及び令和3年改正法により拡大する事務・権限を適切に執行するため、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築する。

【主な施策等】

- 個人情報の取扱いに関する一元的な監視監督の体制整備
- 個人情報に関する問合せに一元的に相談に対応する総合案内所の整備
- グローバル人材やIT人材を始めとする専門人材の育成強化

3 国際連携の強力な推進

これまで委員会が構築してきた海外の関係機関との連携関係を基礎に、各国当局との戦略的な対話を行う。また、国際機関における議論をリードすることなどを通じて、個人データに関して信頼性が確保された国際的なデータ流通の実現に向けた取組を強力に推進する。

【主な施策等】

- 米国・欧州等の各国機関等との戦略的な対話や国際的な議論への参画
- 事業者の外国における円滑な事業活動のための外国制度の調査・発信

4 マイナンバー制度における安心・安全の確保

特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関や地方公共団体の検査を始め、効率的かつ効果的な監視監督に向けた取組の強化を図るなど、国民から信頼されるマイナンバー制度の確立に向けた取組を拡充する。

【主な施策等】

- マイナンバーの漏えい等を想定した各機関の「インシデント訓練」の実施
- 監視監督システムにおける分析精度の向上

5 デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

デジタル社会において個人情報が適切に取り扱われるよう、監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について注意喚起や情報発信を行う。また、消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

【主な施策等】

- 令和2年改正法及び令和3年改正法の内容の周知広報
- 国民の個人情報リテラシーを高める広報・啓発活動の展開

個人情報保護法に関する主な経緯

2003年（平成15年） **個人情報保護法成立**（2005年（平成17年）全面施行）

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年（平成27年） **個人情報保護法改正**（2017年（平成29年）全面施行）

3年ごとに見直し規定が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年（令和2年） **3年ごとに見直し規定に基づく初めての法改正**
6月成立・公布

令和2年改正法

2021年（令和3年） **デジタル社会形成整備法※に基づく法改正（官民一元化）**
5月成立・公布

令和3年改正法

※ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）第50条及び第51条

令和 2 年改正法と令和 3 年改正法

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく改正

利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知、
不適正利用の禁止、「仮名加工情報」の創設、
個人関連情報の第三者提供制限、越境移転に係る情報提供の充実等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ A I ・ビッグデータ時代への対応 等

令和3年改正法

令和 4 年 4 月一部施行（予定）
（地方部分は令和 5 年春頃施行）

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

Ⅱ. 令和 2 年改正法について

3年ごとに見直しに当たっての「5つの視点」

個人の権利利益の保護

- 「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること

技術革新の成果による保護と活用の強化

- 技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること

国際的な制度調和・連携

- 国際的な制度調和や連携に配慮すること

越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

- 海外事業者によるサービスの利用や、個人情報扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

AI・ビッグデータ時代への対応

- AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと

令和2年改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

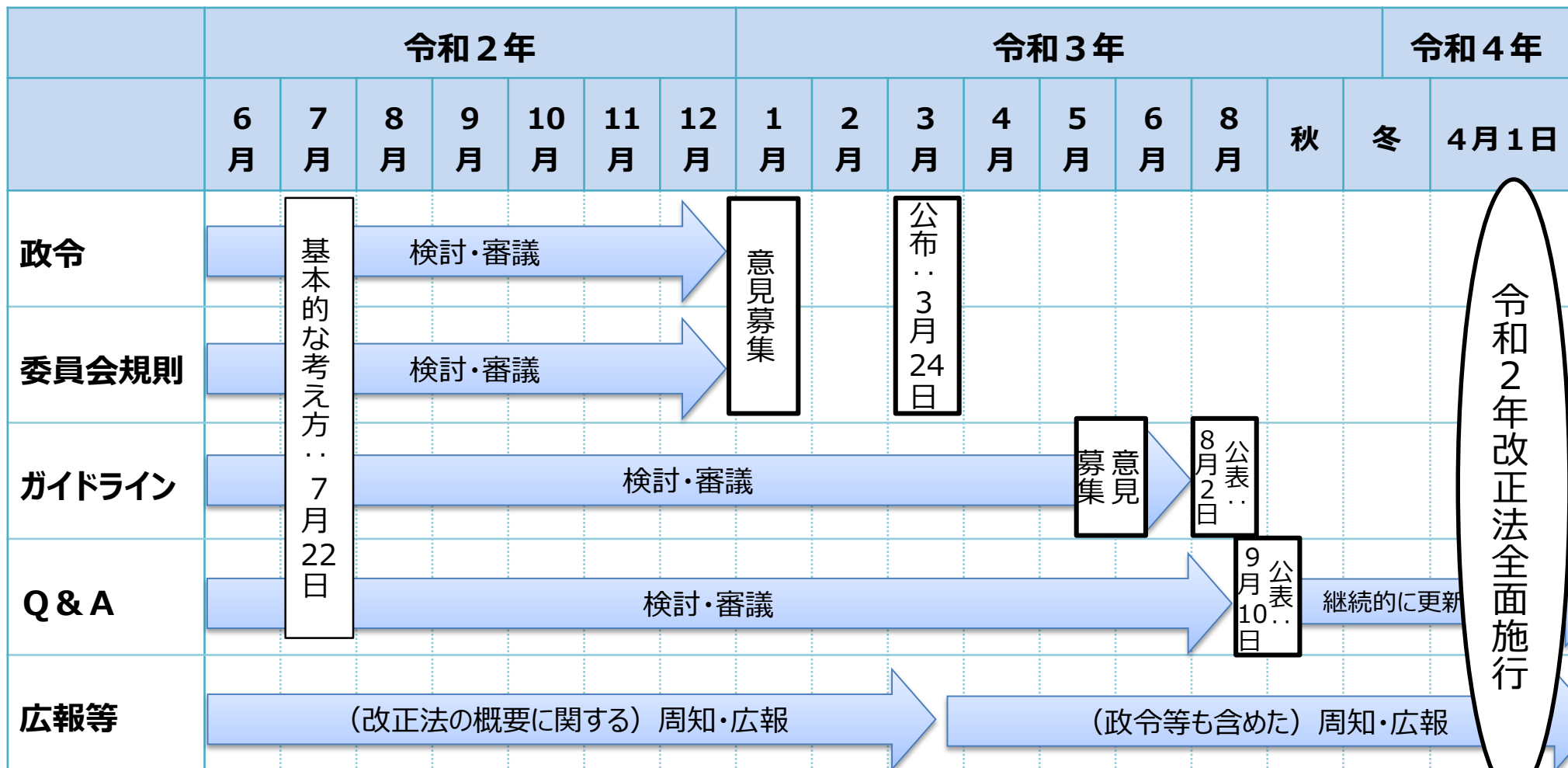
5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

令和 2 年改正法に関するスケジュール



※「個人情報の保護に関する基本方針」の改正も予定。

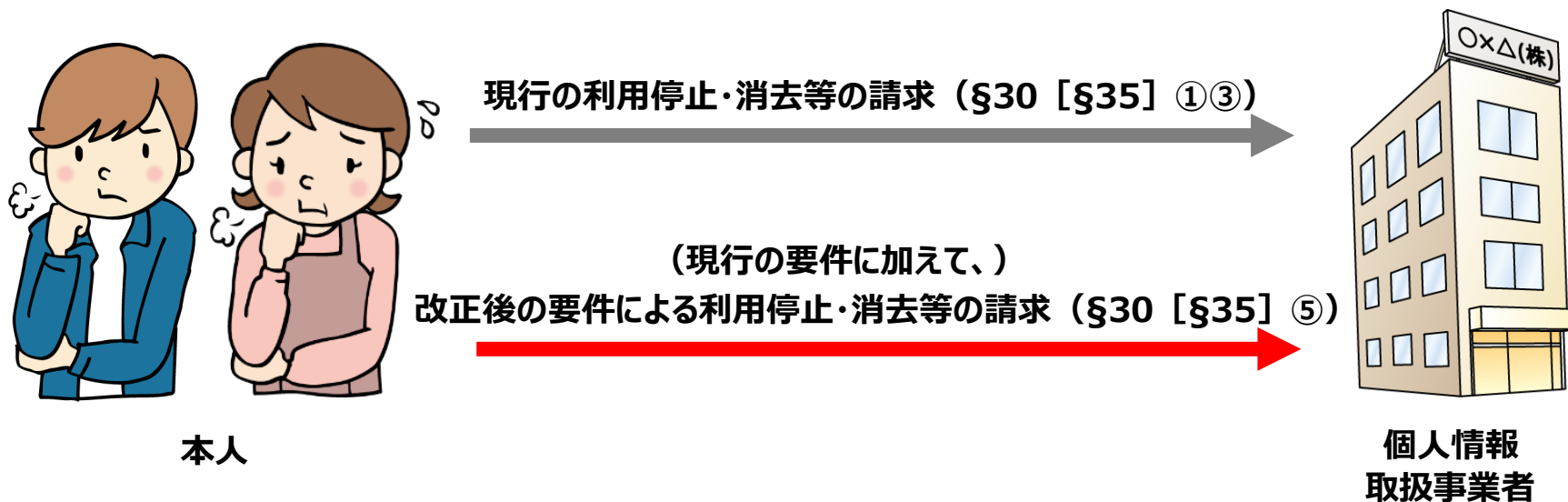
※デジタル社会形成整備法による個人情報保護法改正（令和 3 年改正法）のうち一部（デジタル社会形成整備法第 50 条による国の行政機関、独立行政法人、学術研究機関等関係）が令和 4 年 4 月に施行予定。同整備法第 51 条による地方公共団体等関係は令和 5 年春施行予定。

※令和 3 年 9 月 30 日、令和 2 年改正法の全面施行前より適用が可能な一部の項目を Q&A に追加し公表。

① 利用停止・消去等の個人の請求権

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。

現 行	改正後
● 利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定（§30①） ● 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定（§30③）	現行の場合に加えて、 ① 利用する必要がなくなった場合 ② 重大な漏えい等が発生した場合 ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 にも拡充（§30 [§35] ⑤）



①利用停止・消去等の個人の請求権

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
①利用停止等 §30 [§35]	一部法違反の場合（利用停止・消去は目的外利用や不正取得の場合、第三者提供の停止は第三者提供義務違反の場合）に加え、<u>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合や重大な漏えい等が発生した場合等</u>にも拡充する	• <u>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合</u>について、利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 認められる事例…ダイレクトメール送付停止を求めたにもかかわらず、繰り返し送付される場合 ➤ 認められない事例…電話会社からの料金支払いを免れるため、課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合 など

②保有個人データの開示方法

- 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。

現 行	改正後
保有個人データの開示方法は、 <u>書面の交付</u> による方法が原則（§28①②）	保有個人データの開示方法について、 <u>電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする</u> （§28 [§33] ①②）



本人

【開示等の請求に応じる手続】

- ・ 受付方法として、オンラインでの受付を事例として追加
- ・ 本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい旨を追記

開示請求

開示

【開示方法】

- ・ 改正法により、電磁的記録の提供を含め、本人が開示方法を指示できる（現行は原則、書面交付）



個人情報取扱事業者

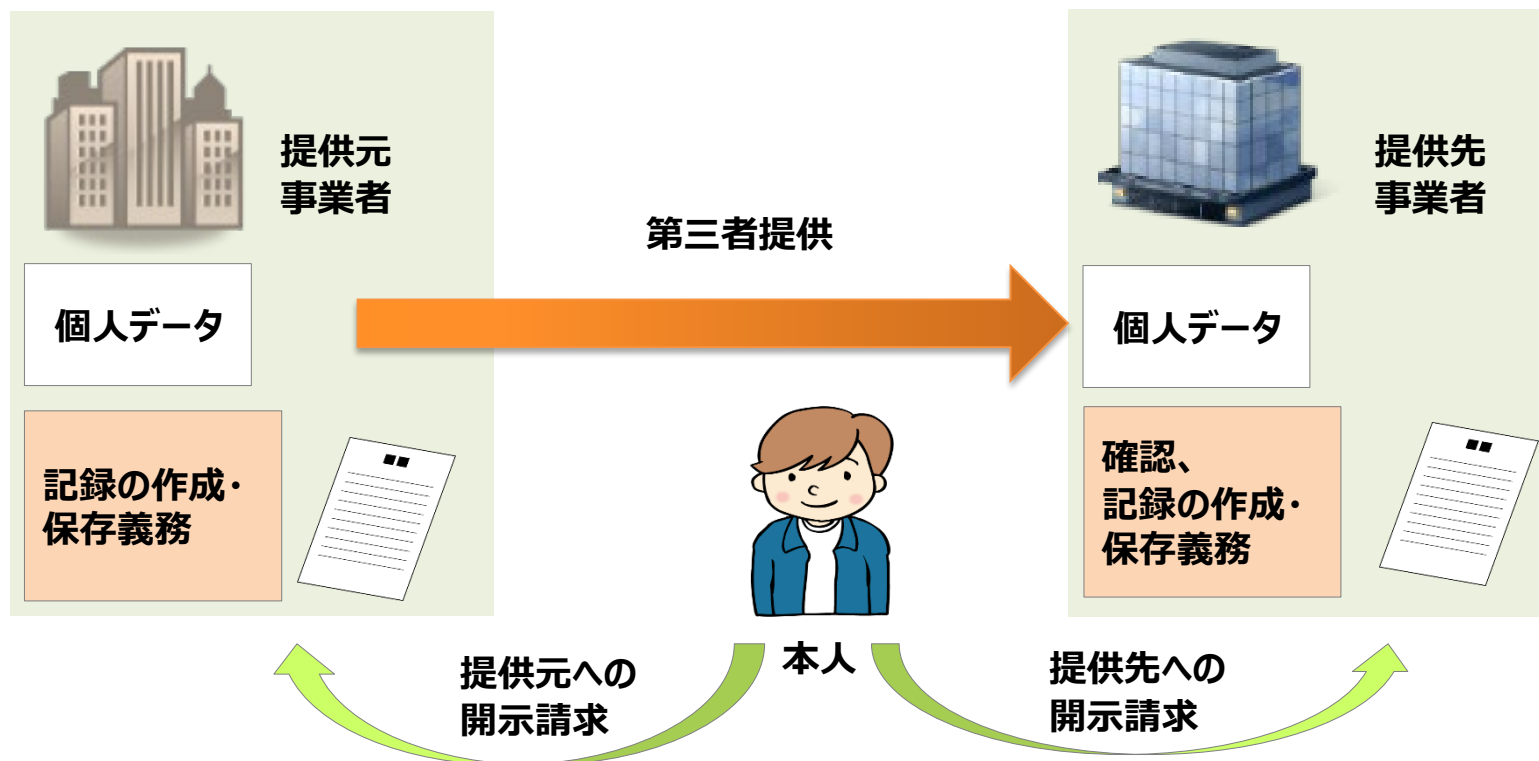
②保有個人データの開示方法

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
②保有個人データの開示 §28 [§33]	保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする	• 電磁的記録の提供による方法について具体化 ➤ 電磁的記録の提供については、事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的方法を定めることができるが、できる限り本人の要望に沿って対応することが望ましい など

③ 第三者提供記録の開示

- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できる**ようにする。

現 行	改正後
個人データの授受に関する第三者提供記録は、開示請求の対象が 明確な規定なし	個人データの授受に関する第三者提供記録について、 本人が開示請求できる ようにする（§28 [§33] ⑤、§28 [§33] ①②③）



③ 第三者提供記録の開示

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
③ 第三者提供記録の開示 §28 [§33]	<u>個人データの授受に関する第三者提供記録</u>について、本人が開示請求できるようにする	・ <u>契約書の代替手段による方法で記録を作成している場合の開示の方法</u>について具体化 ➤ 記録事項以外の部分をマスキングして開示する方法のほか、記録事項を抜粋して別媒体に記録して開示する方法 など

④ 短期保存データの開示等対象化

- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。

現 行	改正後
6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）は開示、利用停止等の対象外（§ 2 ⑦）	6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）も、保有個人データに含めることとし、 <u>開示、利用停止等の対象</u> とする（§ 2 ⑦ [§16④]）

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
④ 短期保存データ §2 [§16]	<u>6か月以内に消去する短期保有データ</u> について、本人が開示、利用停止等の請求をできるようにする	● <u>保有個人データとして開示等の請求等の対象となる場合</u>等を具体化 ➤ 開示等の請求等に応じるためだけに保存する必要はなく、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努める必要 など

⑤ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの限定

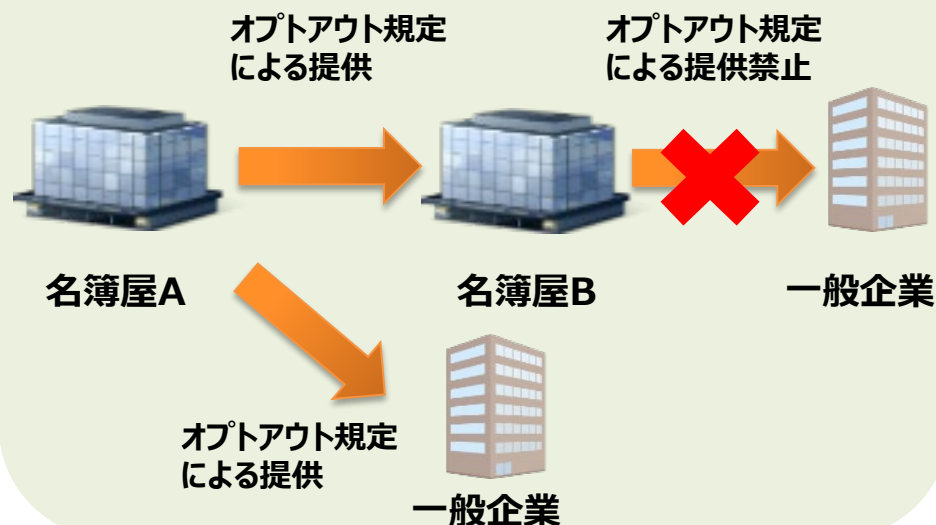
- オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、
①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データ
についても対象外とする。

現 行	改正後
要配慮個人情報のみ、オプトアウト規定により第三者提供することができない（§23②）	①不正取得された個人データ、 ②オプトアウト規定により提供された個人データ についても対象外とする（§23 [§27] ②）

①不正取得された個人データ



②オプトアウト規定により取得された個人データ



⑤ 【参考】 オプトアウト規定とは

オプトアウト規定とは、以下(1)～(3)の手続をすることで、**本人の同意を得ることなく第三者に提供することを例外的に認める規定**。ただし、要配慮個人情報については、この手続による提供は禁止。

- (1) 本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。
- (2) 以下の①～⑧の事項をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。

① **提供を行う事業者の氏名・名称、住所、代表者の氏名**、② 第三者提供を利用目的としていること、

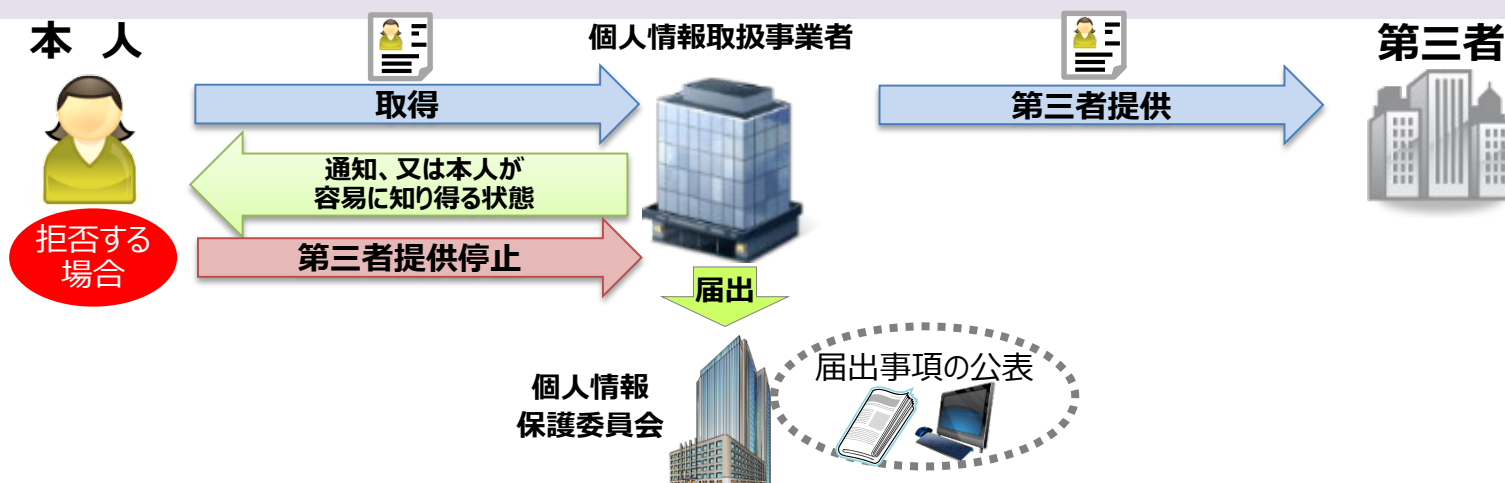
③ 提供される個人データの項目、④ **提供される個人データの取得の方法**、⑤ 提供の方法、

⑥ 本人の求めに応じて提供を停止すること、⑦ 本人の求めを受け付ける方法、

⑧ **その他規則で定める事項（個人データの更新の方法、提供を開始する予定日）**

※ **太字部分**が令和2年改正法による追加事項

- (3) 本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届出（個人情報保護委員会はこれを公表）。



（参考）個人データを第三者に提供する時は、原則として**本人の同意が必要**。



⑤ オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの限定

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
⑤オプトアウト 第三者提供 §23 [§27]	不正取得されたデータ、オプトアウト提供されたデータ を対象外とし、取得の方法等を届出事項とする	・ オプトアウトによる第三者提供の対象外となる場合等を具体化 ➤ 不正取得されたデータやオプトアウト提供されたデータの全部又は一部を複製・加工したものについても、対象外となるため注意が必要 など

①漏えい等報告等の義務化

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

現 行	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう <u>努める</u> （委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、 <u>個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化</u> する（§22の2 [§26] ）

個人情報取扱事業者



個人情報保護委員会



報 告

本 人



通 知



漏えい等報告の義務化の対象事案

（委員会規則で定める要件）

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

これらの
類型は
件数に
関わりなく
対象

※各類型につき、漏えい等の「おそれ」がある事案も対象。

①漏えい等報告等の義務化

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
①漏えい等の報告・本人通知 §22の2 [§26]	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する 報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする 委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める	・ 委員会への報告を要する事態について、事例を含め解釈を具体的に記載するとともに、委員会への速報・確報の時間的制限の考え方等を記載 ➤ 財産的被害が発生するおそれがある漏えい等に該当する事例…ECサイトからクレジットカード番号が漏えいした場合 ➤ 速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内（確報については、規則において原則30日以内と規定） など

②不適正な方法による利用の禁止

- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

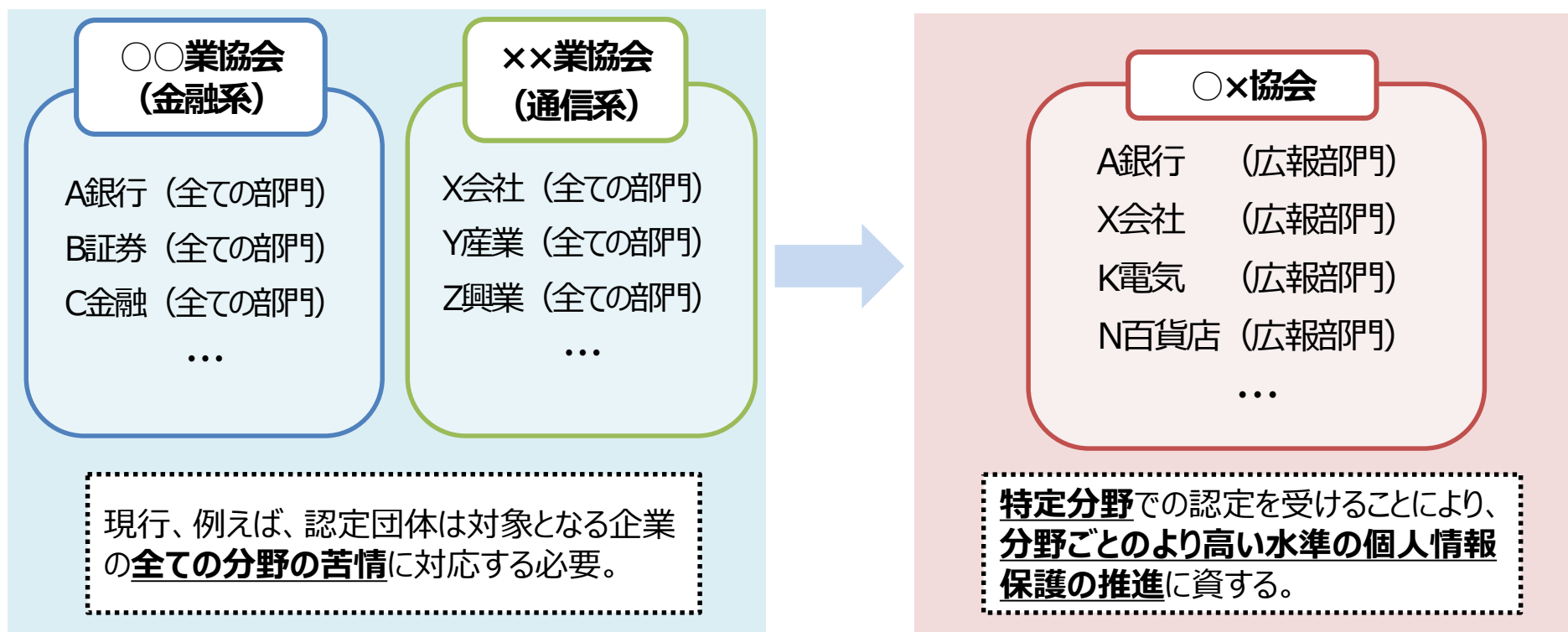
現 行	改正後
個人情報取扱事業者は個人情報を <u>適正に取得すべき</u> ことを法定（§17）	「適正な取得」義務に加えて、 <u>「不適正な利用」を禁止</u> ※具体的には、 <u>違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない旨を法定（§16の2 [§19]）</u>

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
②不適正利用の禁止 §16の2 [§19]	<u>違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法</u> により個人情報を利用してはならない旨を明確化する	● <u>不適正な方法による個人情報の利用に該当すると考えられる場合</u>について、事例を含めて解釈を具体的に記載 ➤ 該当する事例…採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用 など

認定個人情報保護団体制度の充実

- 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

現 行	改正後
団体を認定し、自主ルールに基づく 企業単位での個人情報全般（企業の全ての分野（部門）が対象） の適正な取扱いを促す（§47①）	現行制度に加え、 企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする（§47 [§47] ②）



認定個人情報保護団体制度の充実

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン・Q&Aの概要
① 認定個人情報保護団体制度の充実 §47 [§47]	現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする	- 今般の法改正も契機に、認定団体の望ましい取組の方向性を示すためのガイドラインを認定団体編として新設 - 制度の目的・意義に加え、①求められる具体的な業務（苦情処理、情報提供等）、②自主ルールの策定等、③漏えい等報告等について記載

① 求められる業務

- 人材の養成・確保を含む**体制を整備して簡易・迅速に苦情に対応**することや、**関係法令や自主ルールの内容等について情報提供**を行うことが求められる。
- 対象事業者が**透明性を確保しながら説明責任を果たすための積極的な指導**や、**PIAの実施や個人データの取扱いに関する責任者の設置などを推奨**することが望ましい。

② 自主ルール（個人情報保護指針）の策定

- **法の内容のみならず**、事業分野等の実態に応じた自主ルールとして、**細目や事例を個人情報保護指針に盛り込む**ことが望ましい。
- 個人関連情報なども含めた各種取組の自主的な実施は、制度趣旨を適切に踏まえた取組。

③ 漏えい等報告

- 自主的取組の一環として、対象事業者から漏えい等事案の情報を受け付けることは有効。
- 事業分野の実態等を踏まえ、必要に応じて、**報告を受け付ける体制を確立し、対象事業者による事案への対応、本人通知・公表等に対する実効的な指導等を行う**ことが望ましい。

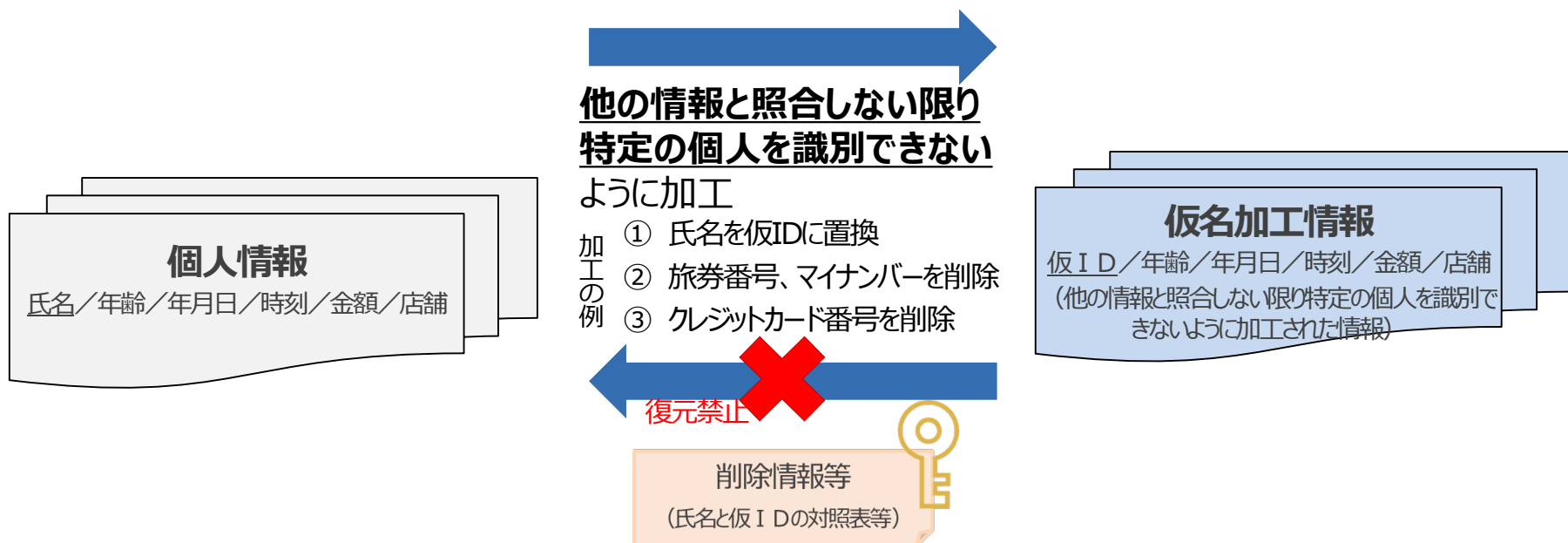
① 仮名加工情報の創設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

現 行	改正後
「個人情報」に該当するものは 一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象 - 利用目的の制限 - 利用目的の通知・公表 - 安全管理措置 - 第三者提供の制限 - 開示・利用停止等の請求対応 等 ※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む	「仮名加工情報」として加工すれば、 個人情報に該当しても、以下の義務は適用除外 ① 利用目的の変更の制限（§15 [§17] ②） ⇒ 新たな目的で利用可能 ※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件（§35の2 [§41] ⑥～⑧） ② 漏えい等の報告等（§22の2 [§26] ） ③ 開示・利用停止等の請求対応（§27～§34 [§32～§39] ） 作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能 ※（仮名加工情報ではない）通常の個人データとして取り扱う限り、当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で第三者への提供が可能

① 仮名加工情報の創設

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
① 仮名加工情報 §35-2、35-3 [§41,42]	「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析等に限定することを条件に、利用目的の変更の制限や漏えい等の報告等を緩和する 加工基準：① 氏名等の特定の個人を識別できる記述等、② 個人識別符号、③ 財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める	• 仮名加工情報の加工基準等について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 仮名加工情報の加工基準に従った加工の事例…氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合：氏名を削除 など



① 【参考】 仮名加工情報の加工基準（イメージ）

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要な基準のイメージ：

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること
⇒ 氏名等の削除
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること ⇒ 旅券番号、マイナンバー、生体認証に用いられる生体情報等の削除
- ③ 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除すること
⇒ クレジットカード番号等を削除

※ 「削除すること」には「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること」が含まれる。

※ 「仮名加工情報として取り扱う」意図を有さず、個人情報に係る義務が全面的に課されるものとして取り扱う場合には、「仮名加工情報の作成」には該当しない。

個人情報

氏名	年齢	年月日	時刻	金額	旅券番号	店舗
山田一郎	55歳	2020-01-28	16:40	940円	TH012	霞が関店
佐藤二郎	97歳	2020-01-27	20:25	1,320円	TY560	新橋駅前店
佐藤二郎	97歳	2020-01-28	08:50	250円	TY560	銀座4丁目店
鈴木三郎	48歳	2020-01-28	07:45	484円	QB142	豊洲店
鈴木三郎	48歳	2020-01-28	09:55	560円	QB142	霞が関店
高橋四郎	33歳	2020-01-27	22:30	9,550円	TH887	銀座4丁目店
...						



- ① 氏名を仮IDに置換
 - ② 旅券番号を削除
- ※ その他の項目はそのまま

仮名加工情報

X0125	55歳	2020-01-28	16:40	940円		霞が関店
Y7569	97歳	2020-01-27	20:25	1,320円		新橋駅前店
Y7569	97歳	2020-01-28	08:50	250円		銀座4丁目店
Z9213	48歳	2020-01-28	07:45	484円		豊洲店
Z9213	48歳	2020-01-28	09:55	560円		霞が関店
W8712	33歳	2020-01-27	22:30	9,550円		銀座4丁目店
...						

① 【参考】 匿名加工情報と仮名加工情報の加工基準の違い

	仮名加工情報	匿名加工情報
定 義	他の情報と照合しない限り 特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報	特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報をもとに 復元することができない ように加工された個人に関する情報
加工基準	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換 （規則第18条の7第1号）	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換 （規則第19条第1号）
	個人識別符号の全部の削除又は置換 （規則第18条の7第2号）	個人識別符号の全部の削除又は置換 （規則第19条第2号）
	—	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を 連結する符号の削除又は置換 （規則第19条第3号）
	—	特異な記述等の削除又は置換 （規則第19条第4号）
	—	その他の個人情報データベース等の性質を勘案した適切な措置 （規則第19条第5号）
	不正利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換 （規則第18条の7第3号）	—

※上記における規則の条文番号は令和2年改正法によるものであり、今後、令和3年改正法による規則改正により変更される可能性がある

①【参考】個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	- 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない - 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工	- 特定の個人を識別することができず、復元することができない - 本人が一切分からない程度まで加工
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等)	○	○ (利用目的の変更は可能 本人を識別しない、内部での分析 利用であることが条件)	× (規制なし)
利用する必要がなくな ったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の 同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等 の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

① 【参考】 匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

		匿名加工情報	仮名加工情報
定 義		特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を <u>復元することができない</u> ように加工された個人に関する情報（§2⑪〔⑥〕） ※ <u>本人が一切分からない程度まで加工</u> されたもの（個人情報に該当せず）	<u>他の情報と照合しない限り</u> 特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報（§2⑨〔⑤〕） ※ 対照表と <u>照合すれば本人が分かる程度まで加工</u> されたもの（個人情報に該当）
取扱いに係る義務	加工の方法	- 氏名等を削除（又は置き換え） - 項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工 <u>特異な記述の削除</u> 等（§36〔§43〕①）	<u>氏名等を削除（又は置き換え）</u> - 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除（又は置き換え）（§35の2〔§41〕①）
	安全管理措置	- 加工方法等情報の安全管理（§36〔§43〕②） ※ 対照表は匿名加工情報の作成後に破棄する必要あり - 匿名加工情報の安全管理（努力義務）（§36〔§43〕⑥、§39〔§46〕）	- 対照表等の安全管理（§35の2〔§41〕②） - 仮名加工情報の安全管理（§20〔§23〕）
	作成したとき	情報の項目の公表（§36〔§43〕③）	利用目的の公表（§35の2〔§41〕④） ※ 作成に用いた個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合のみ
	提供するとき	情報の項目・提供の方法の公表（§3〔§43〕6④、§37〔§44〕） ※ 本人同意のない<u>第三者への提供が可能</u>	<u>第三者提供の原則禁止</u>（§35の2〔§41〕⑥） ※ <u>委託・共同利用は可能</u> ※ 「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能（§23〔§27〕①）
	利用するとき	- 識別行為の禁止（§36〔§43〕⑤、§38〔§45〕） - 苦情処理等（努力義務）（§36〔§43〕⑥、§39〔§46〕）	- 識別行為の禁止（§35の2〔§41〕⑦） - 本人への到達行為の禁止（§35の2〔§41〕⑧） ※ 電子メールの送付、住居訪問等の禁止 - 利用目的の制限（§35の2〔§41〕③） ※ <u>利用目的の変更は可能</u>（§35の2〔§41〕⑨） - 利用目的達成時の消去（努力義務）（§35の2〔§41〕⑤） - 苦情処理（努力義務）（§35〔§40〕）

① 【参考】 仮名加工情報のメリット・利活用の例

- 仮名加工情報については、開示・利用停止等の請求の対象とならない。
- 仮名加工情報とすることで、当初の利用目的としては特定されていなかった新たな目的での分析が可能。
 - ・ ただし、本人を識別する、本人に連絡等する、第三者に提供することを必要としない目的であることが条件。
 - ・ 委託や共同利用も可能。

想定される事例

1. 当初の利用目的には該当しない目的や、該当するか判断が難しい新たな目的での内部分析
 - ① 医療・製薬分野等における研究
 - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習 等
2. 利用目的を達成した個人情報について、
将来的に統計分析に利用する可能性があるため、
仮名加工情報として加工した上で保管

※ 今後、事務局レポート等にて、仮名加工情報の活用事例等を紹介することを予定



②個人関連情報の第三者提供規制

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。（§26の2 [§31]）

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



B社において個人データとなることが想定される場合は
原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等 購買履歴

1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
4	時刻表、デジカメ、書籍...

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。



個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

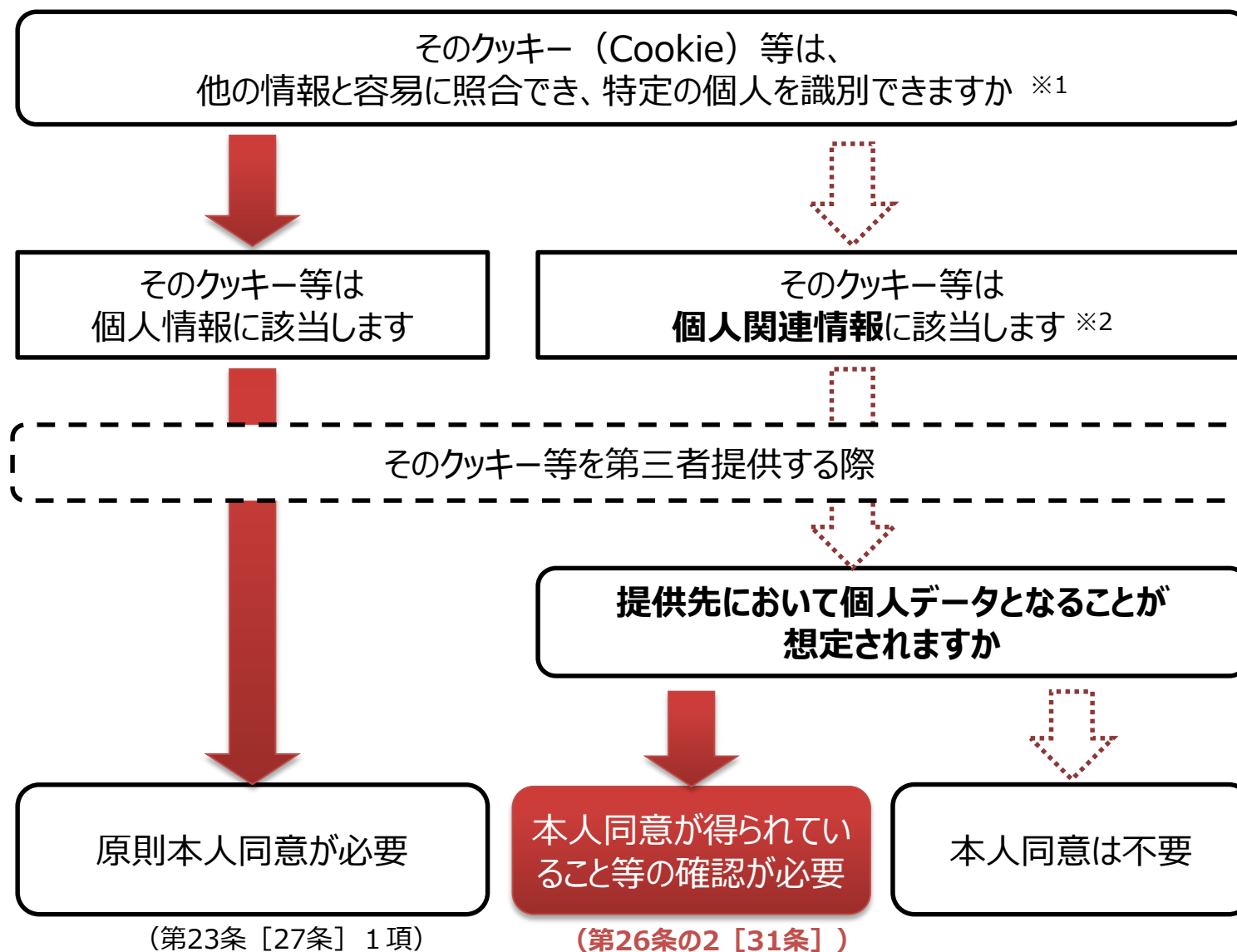
氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータを
ID等を使って自社内の
個人データと結合

②個人関連情報の第三者提供規制

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
② 個人関連情報 §26の2 [§31]	<u>提供先において個人データとなることが想定</u>される情報の第三者提供について、<u>本人同意が得られていること等の確認</u>を義務付ける <u>提供元における本人同意の確認方法</u>：提供先から申告を受ける方法等とする <u>提供元における記録義務</u>： ①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則 3 年の保存を求める	• <u>同意取得の主体、同意取得の方法等</u>について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 同意取得の主体…原則、情報を利用する主体となる提供先が同意を取得する ➤ 同意取得の方法…同意取得にあたっては、対象となる個人関連情報の範囲を示した上で、明示の同意を要する など

②【参考】クッキー等の第三者提供に係る基本的な考え方（イメージ）



※1 クッキー（Cookie）等と会員情報等の個人情報を紐付けて管理している場合、全体が個人情報となり、その一部となるクッキー等も個人情報に該当します。

※2 専ら機械的に生成され生存する個人に関する情報でない等、法で規定する要件に合致しない場合は、個人情報にも個人関連情報にもならない場合があります。

YES



NO



② 【参考】 提供先における同意取得について

- 本人に対する説明を行い、同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者である。

▶ 提供先による同意取得に関しては、「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況
を確保する必要がある。

「誰が」

利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は利用の主体を認識することができ、主体を明示するという要請は満たされる。

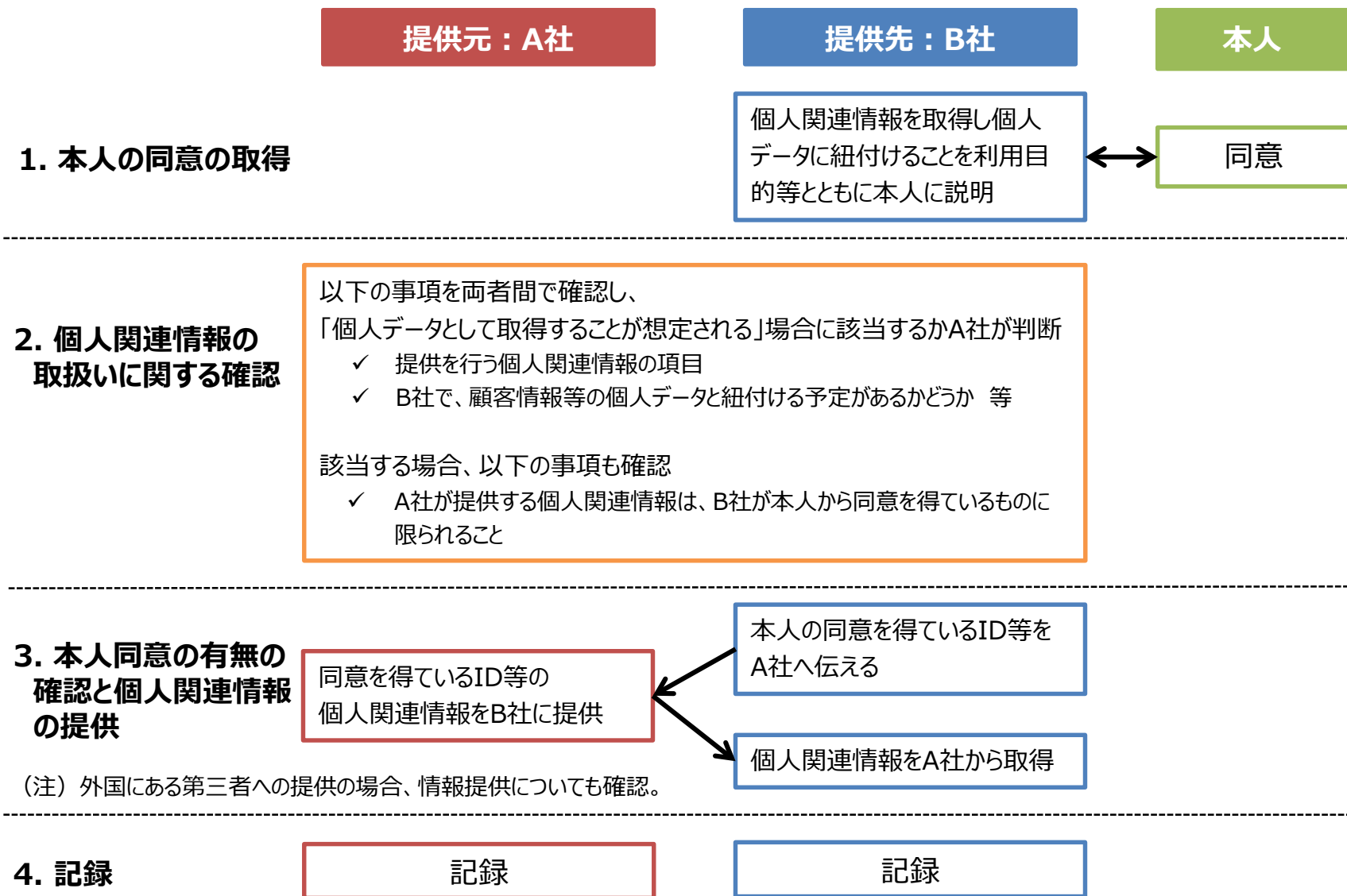
「何を」

提供を受ける個人情報について、本人が個人情報情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要がある。

「どのように」

個人情報情報を個人データとして取得した後の利用目的については、第18条〔21条〕により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

②【参考】提供先で同意取得する場合の一般的なフロー



(注) 上記フロー図は一例であり、1. と 2. が前後する場合等もある。

②【参考】提供元における同意取得の代行について

- 提供元による同意取得の代行の際の要件として以下が求められる。

▶ 提供元が提供先の同意取得を代行する場合、提供元で適切に同意取得させた上で、かつ「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況を確保する必要がある。

提供先の義務

提供元が同意取得を代行する場合であっても、提供先が同意取得の主体であることに変わりはなく、提供先は提供元で適切に同意取得させなければならない（※）。

（※）提供元で適切に同意取得していないに関わらず、提供先が個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得る。

「誰が」

提供元が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識することができないことから、提供先を個別に明示する必要がある。

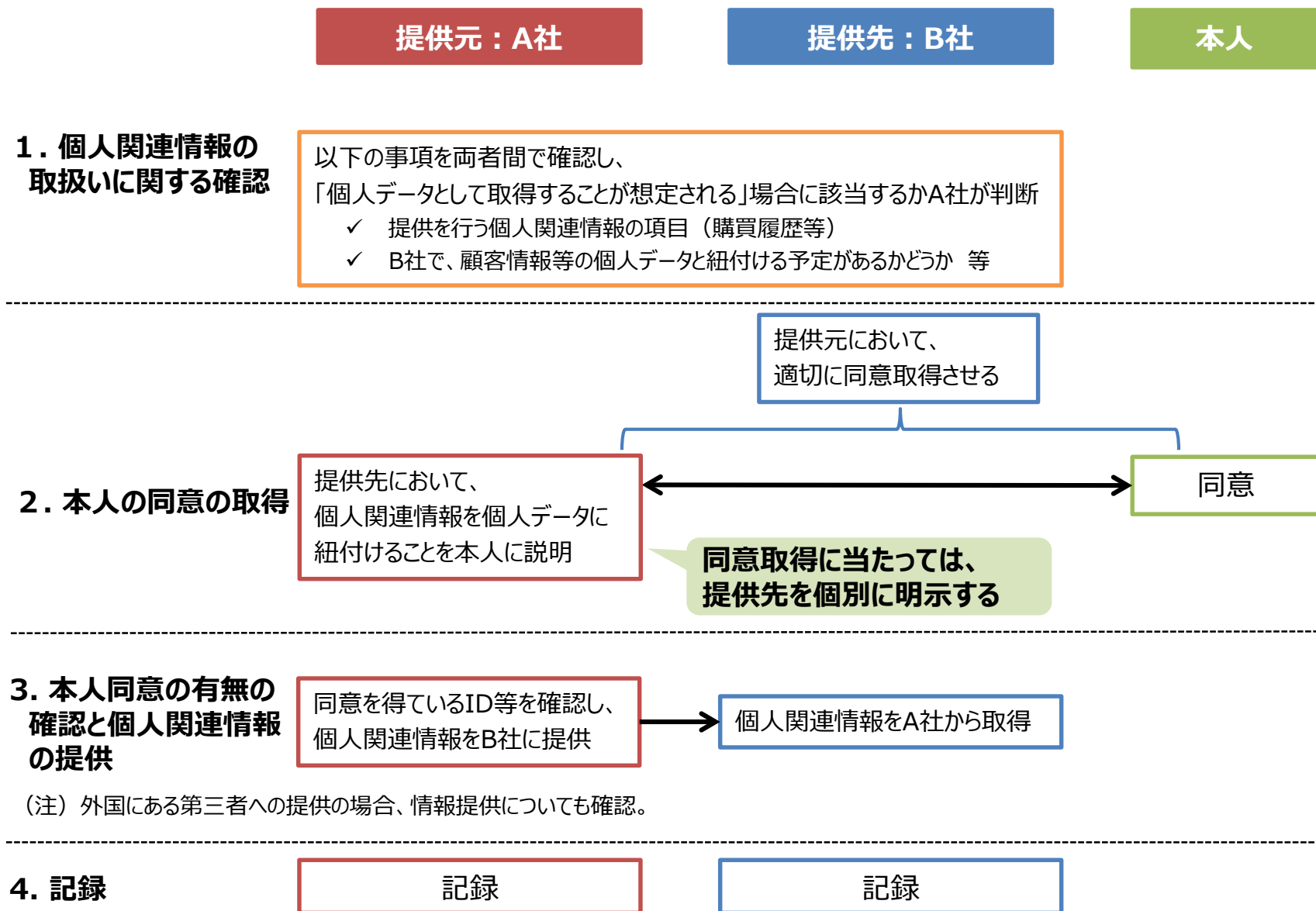
「何を」

提供する個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要がある。

「どのように」

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先において第18条〔21条〕により通知又は公表を行う必要がある。

② [参考] 提供元で同意取得を代行する場合の一般的なフロー



②【参考】提供元の個人関連情報取扱事業者における記録事項

提供元における記録事項

	年 提 月 月 日 供	氏 第 名 三 等 者 の	氏 本 名 人 等 の	の (個人データ 個人関連情報 項目)	同 本 意 人 等 の
個人関連情報の 第三者提供	○	○		○	○
(参考) 個人データの本人 の同意による第三者提供		○	○	○	○
(参考) 個人データのオプ アウトによる第三者提供	○	○		○	

提供元における記録のイメージ

提供先 A株式会社（東京都千代田区〇〇・代表取締役△△）

本人の同意が得られている旨を 確認した旨	提供先であるA株式会社に、同社がユーザー登録の際に必要な 情報を提供した上で、個人関連情報に係る本人の同意を取得 している旨確認
個人関連情報を提供した年月日	令和3年4月1日～令和3年4月30日
当該個人関連情報の項目	CookieID、ウェブサイトの閲覧履歴

法定刑の引き上げ等

- ①個人情報保護委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ②命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

改正前	改正後
命令違反の場合、行為者に対し 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（§84）	命令違反の場合、行為者に対し、 <u>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u> （§83 [§173]）
虚偽報告等の場合、行為者に対し 30万円以下の罰金（§85）	虚偽報告等の場合、行為者に対し <u>50万円以下の罰金</u> （§85 [§177]）
法人に対する罰金の上限額は、 行為者と同じ（§87①）	法人に対する罰金の上限額は、 <u>1億円以下の罰金</u> （§87 [§179] ①）

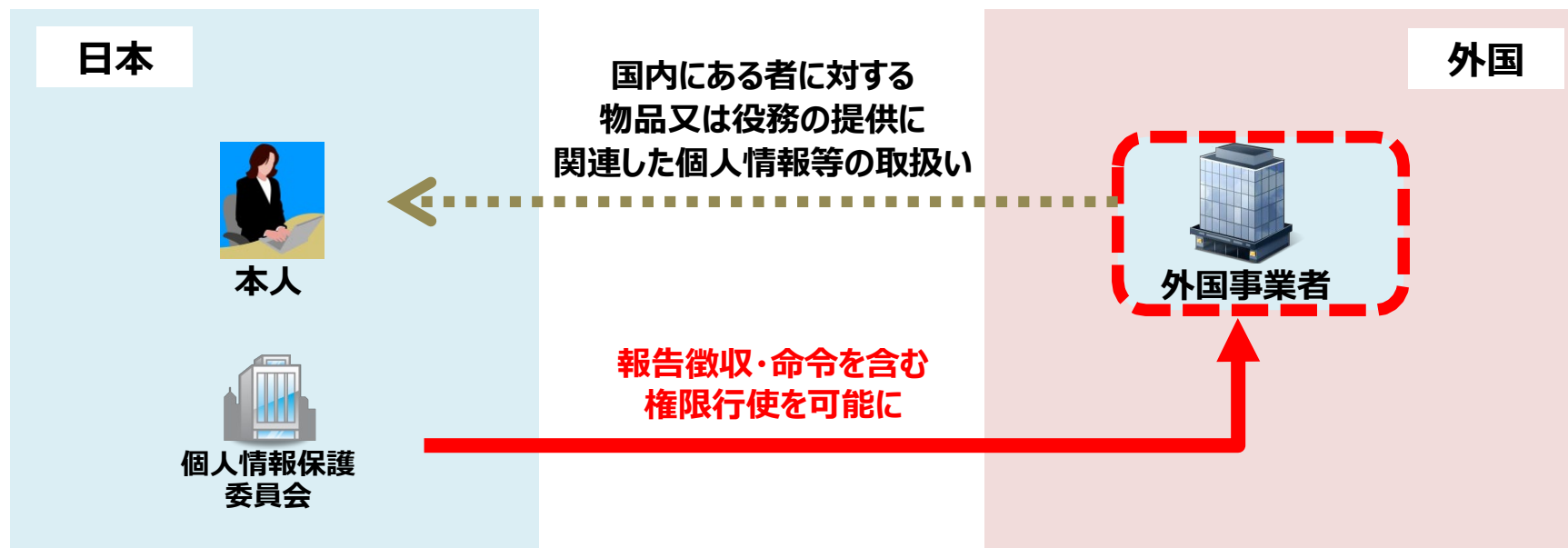
【参考】改正前後の法定刑の比較

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会 からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等 の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会 への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

① 域外適用の強化

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。

現 行	改正後
現行の権限は、指導・勧告といった強制力のない権限に限定（§75）	現行の権限に加えて 罰則に担保された報告徴収・命令 命令に従わない場合の公表（※） （§75 [§166] ） （※） 国内の事業者も公表対象

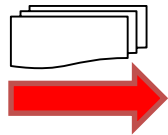


① 域外適用の強化

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
① 域外適用 §75 [§166]	<u>日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者</u>を、指導・勧告といった強制力のない権限に加え、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする	・ <u>域外適用の対象となる場合</u>について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 該当する事例…外国のホテル事業者が、日本の消費者に対する現地の観光地やイベント等に関する情報の配信等のサービスの提供に関連して、日本にある旅行会社等から提供を受けた日本の消費者の個人情報を取り扱う場合 など

②越境移転に係る情報提供の充実

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

現 行	改正後
  外国 外国にある第三者に個人データを提供できる要件 本人の同意 基準に適合する体制を整備した事業者 我が国と同等の水準国 (EU、英国)	各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付け 本人からの同意取得時に、以下の情報を提供 (§24 [§28] ②) ・ 移転先の<u>所在国の名称</u> ・ 当該<u>外国における個人情報の保護に関する制度</u> ・ 移転先が講ずる<u>個人情報の保護のための措置</u> 1) 移転元に対し以下の「必要な措置」を求める ・ 移転先における<u>適正取扱いの実施状況等の定期的な確認</u> ・ 移転先における適正取扱いに<u>問題が生じた場合の対応</u> + 2) <u>本人の求めに応じて</u>「必要な措置」に関する情報を提供 (§24 [§28] ③)

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

②越境移転に係る情報提供の充実

テーマ	法・政令・規則の概要	ガイドライン・Q&Aの概要
②越境移転 §24 [§28]	本人同意に基づく越境移転： 同意の取得時に、本人への情報提供を求める 同意取得時に本人に提供すべき情報： ① 移転先の所在国名、② 適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③ 移転先が講ずる措置について情報提供を求める 体制整備要件に基づく越境移転： 移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める 移転元が講ずべき「必要な措置」： ① 移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、② 適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める	・ 同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 同意取得時に提供すべき情報の考え方…本人がリスクを適切に把握できるよう、 ✓ 移転先（事業者）が所在する外国の名称 ✓ 個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求められる措置との本質的な差異 についての情報提供を求める※ （※）移転先が個人データを取扱うサーバの所在国も情報提供することは望ましい ➤ 体制整備要件に係る「必要な措置」… ✓ 年一回程度、移転先における個人データの取扱状況及びこれに影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無等を確認、 ✓ 契約違反等の問題が生じた場合には、その是正を求める ➤ 問題が解消されず適正な取扱いの継続的な確保が困難となった場合は、個人データの提供を停止 など

②【参考】越境移転に係る情報提供の充実

- 年内を目途に、調査対象とする国又は地域の個人情報の保護に関する制度と我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の把握に資する一定の情報を公表する予定。

(1) 調査対象とする予定の国又は地域（五十音順）

1	アラブ首長国連邦 (連邦)	2	アラブ首長国連邦 (ADGM) (※1)	3	アラブ首長国連邦 (DHC) (※2)	19	フィリピン	20	ブラジル	21	米国 (連邦)
4	アラブ首長国連邦 (DIFC) (※3)	5	インド	6	インドネシア	22	米国 (イリノイ州)	23	米国 (カリフォルニア州)	24	米国 (ニューヨーク州)
7	ウクライナ	8	オーストラリア	9	カナダ	25	ベトナム	26	香港	27	マレーシア
10	韓国	11	カンボジア	12	シンガポール	28	ミャンマー	29	メキシコ	30	ラオス
13	スイス	14	タイ	15	台湾	31	ロシア				
16	中国	17	トルコ	18	ニュージーランド						

(※1) 「ADGM」は、Abu Dhabi Global Market を指す。

(※2) 「DHC」は、Dubai Healthcare City を指す。

(※3) 「DIFC」は、Dubai International Financial Centre を指す。

(2) 調査予定項目

- ① 個人情報の保護に関する法制度の有無
- ② 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の有無
- ③ OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報の取扱いに係る義務又は本人の権利に関する規定の有無
- ④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその概要
- ⑤ データ保護機関の有無及び連絡先

①利用目的の特定

- 本人が合理的に予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨をQ&Aの追加により明確化。

現 行	改正後
個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない（§15①）	合理的に予測等できないような個人情報の処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、<u>本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化</u>（§15 [§17] ①）

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン・Q&Aの概要
①利用目的の特定 §15 [§17]	利用目的のできる限りの特定、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認めらえる範囲内での変更を義務付け	➤ 現行法で義務付けられている利用目的の規定に関し、本人が合理的に予測等できないような個人情報の処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、<u>本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨</u>を明確化 など

②個人データの取扱いの委託

- 個人データの委託の解釈について、Q & Aの追加により明確化。

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン・Q&Aの概要
②個人データの取扱いの委託 §23 [§27]	利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いを委託する場合は、 <u>本人の事前同意による第三者提供の制限が適用されない</u>	● <u>個人データの取扱いの委託の解釈</u>について明確化。 ➤ 個人データの取扱いの委託（第23条 [27条] 第5項第1号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできない。 など

③公表等事項

- どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、**法定公表事項として、安全管理のために講じた措置を追加**する。

現 行	改正後
事業者の名称、利用目的、開示請求等の手続、苦情の申出先等を公表事項として規定（§27①、令§8）	<u>安全管理のために講じた措置</u>（公表等※により支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）を公表事項として追加（§27 [§33] ①、令§8） ※本人の知り得る状態（本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことをいう。

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン・Q&Aの概要
③公表等※事項 （※）本人の知りえる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む） §27 [§32]	<u>安全管理のために講じた措置を追加</u> （ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）	<u>安全管理の観点から公表すべき事項</u>として、個人データの取扱いに関する責任者を設置している旨、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化している旨等を記載 ➤ 外国において個人データを取り扱う場合（外国に居住してテレワークする従業員が個人データを取り扱う場合や、クラウドサービスの利用等により外国に所在するサーバで個人データを取り扱う場合等）、<u>外的環境の把握に係る公表事項</u>として、<u>当該外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で、安全管理措置を講じている旨や当該措置の内容等を明確化</u>

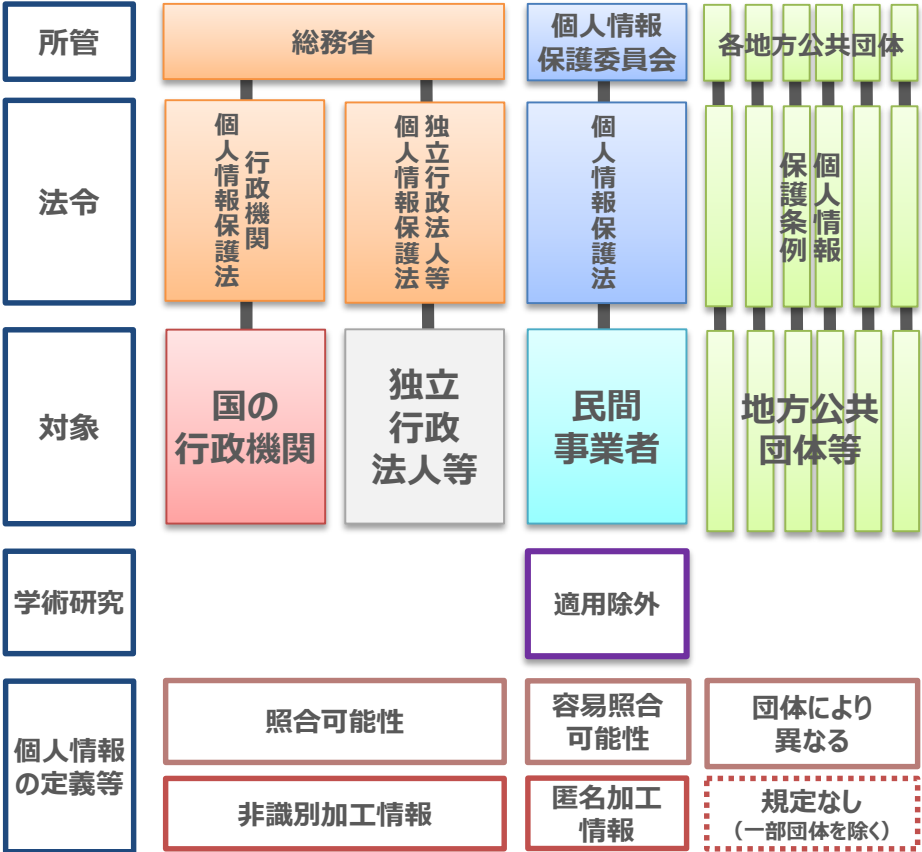
Ⅲ. 令和 3 年改正法について

※学術研究分野における規律の精緻化関係

令和 3 年改正法の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】

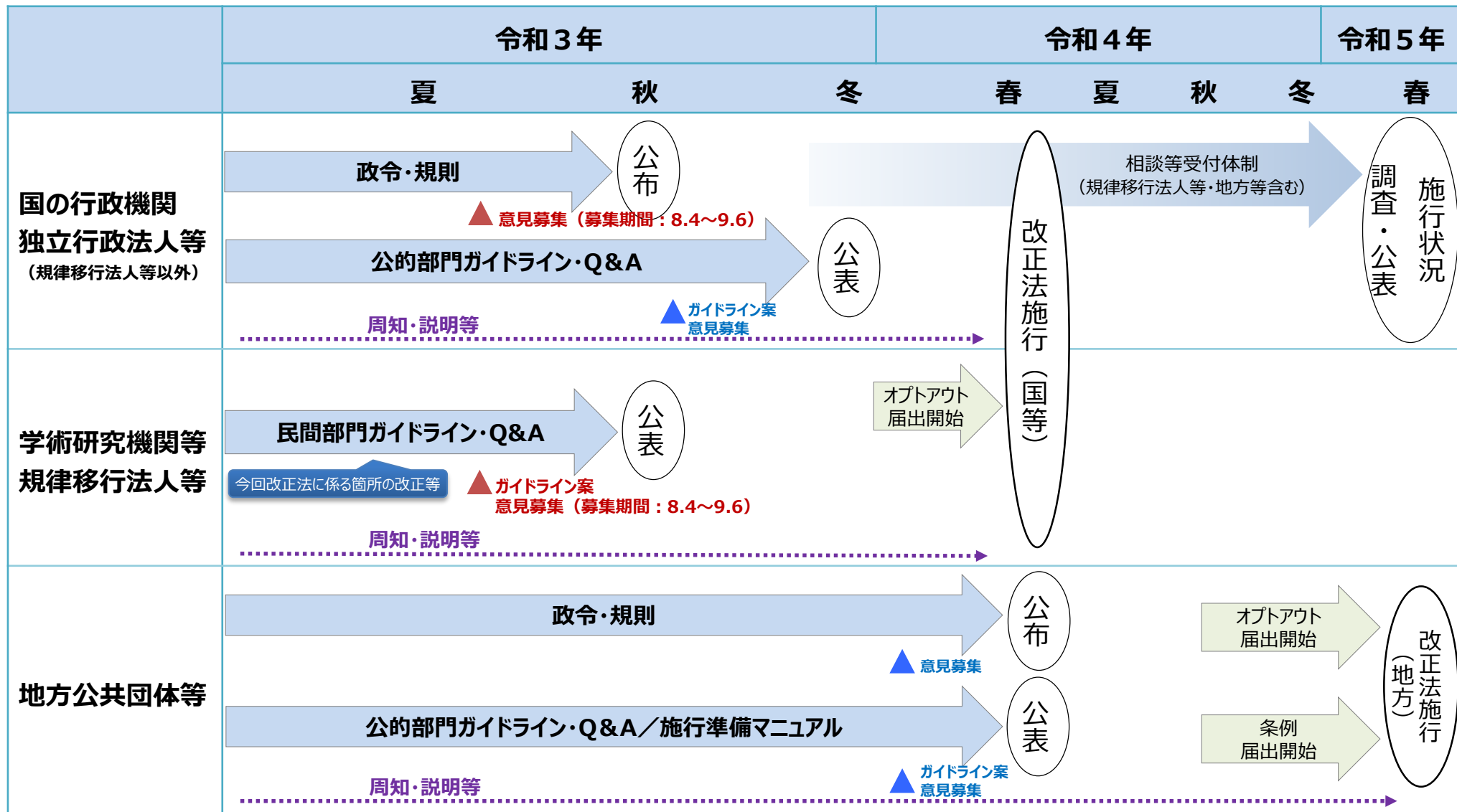


【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

令和3年改正法に関する今後のスケジュール



※ 「個人情報の保護に関する基本方針」の改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月1日に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

目的①：「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化

- 現行法制の不均衡・不整合の是正
 - 国と地方、地方と地方、公営と民営
- 個人情報保護委員会による所管の一元化
 - 民間分野、マイナンバー制度で培った専門的知見

目的②：国際的制度調和

- EUのGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - 独立行政機関（＝個人情報保護委員会）による執行体制の確保
- DFFT（信頼ある自由なデータ流通）

骨子①：法体系の一本化

(従来)

- 三法：国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者
- 条例：地方公共団体、地方独立行政法人

(改正後)

- 個人情報保護法に統合・一本化
- 改正後の法律は、地方公共団体の機関・地方独立行政法人にも
直接適用 ※議会については適用除外。

※ 既存条例については、改廃の検討が必要。

※ 改正後の法律が直接適用されるため、条例に重複する規定を存置し
又は新たに整備する必要は無い。

骨子②：公的部門の規律統一

- 国の行政機関
- 独立行政法人等
- 地方公共団体の機関
- 地方独立行政法人

現行の国の行政機関の規律 +α

骨子③：公的部門の規律見直し

■ 新たな保護に関するルールの導入

- 令和2年改正法（民間部門）の反映
 - 仮名加工情報の取扱いに係る義務
 - 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求
 - 不適正利用・取得の禁止
 - 外国にある第三者への提供制限
- その他
 - 任意代理人による開示等請求
 - 再委託・派遣労働者に係る規律の明記

骨子④：病院・大学・研究機関の規律統一

病院・大学・研究機関全体の規律見直しの一環として、国公立病院・大学・研究機関の規律も下記のとおり変化。

(従来)

- 同種の業務にも関わらず規律の不均衡
 - ✓ 民間カウンターパートとの共同プロジェクト

(改正後)

- 改正後の個人情報保護法では、民間部門の規律に移行・一本化。
 - ※ただし、開示請求等に係る制度など、一部公的部門の規律が適用される。
- 併せて、学術研究分野における個人情報保護の規律についても、学術研究機関等に係る例外規定の精緻化等を措置。

[参考] 規律移行法人等

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、改正後法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 独立行政法人国立病院機構
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 放送大学学園

- 他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（〔第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第122条第2項、第125条及び第6章から第8章まで（第171条、第175条及び第176条を除く。）〕）が適用される。

※地方独立行政法人に関する規律（令和5年春施行予定）

- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。

骨子⑤：学術研究分野の精緻化

学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取扱いを行う場合について、学問の自由に配慮しつつ、個人の権利利益の侵害の防止を制度的に担保するため、下記のとおり制度の見直しを実施。

(従来)

- 一律に法律の適用から除外。

(改正後)

- 安全管理措置や開示等請求等については、他の民間事業者と同様の規律を適用。
- 研究データの利用や流通を直接制約し得る、利用目的の変更制限や、要配慮個人情報の取得制限、第三者提供制限等については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を整備。

官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 令和3年改正法により、民間部門の学術研究機関にも個人情報保護法の規律（安全管理措置（第20条〔23条〕）、本人からの開示等請求への対応（第28条〔33条〕等）等）が適用されることとなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（第16条〔18条〕）、② 要配慮個人情報の取得制限（第17条〔20条〕第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第23条〔27条〕）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人等

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人等）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

※個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

※その他、外国第三者提供の制限（第24条〔28条〕）、第三者提供の確認記録義務（第25条・26条〔29条・30条〕）等も例外となる。

【参考】 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ E Uから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても **G D P Rに基づく十分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**第43条【146条】第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しない**こととする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】

個人情報
取扱事業者の義務

学術研究は
全て
適用除外

(=学術研究機関等が
学術研究目的で
個人情報を
取り扱う場合は
全て適用除外)

【見直し後】

利用目的による制限



学術研究は例外 ※1 ※2

(=学術研究機関等が
学術研究目的で個人情報を
取り扱う必要がある場合は例外)

要配慮個人情報の取得制限



学術研究は例外

第三者提供の制限



学術研究は例外 ※3

- ①学術研究機関等による研究成果の発表・教授に不可欠
- ②提供先が学術研究機関等
- ③提供元が学術研究機関等かつ提供先と共同研究

安全管理措置等



学術研究も適用

保有個人データの開示等



学術研究も適用 ※4

個人情報保護委員会が監督 ※5

※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）

※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない

※3 その他、外国第三者提供の制限（第24条【28条】）、第三者提供の確認記録義務（第25条・26条【29条・30条】）等についても例外

※4 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※5 利用目的の特定・公表（第15条・18条【17条・21条】）、不適正利用・取得の禁止（第16条の2・17条1項【19条・20条1項】）、漏えい報告（第23条【26条】）も適用

[参考]「学術研究機関等」及び「学術研究目的」

法第16条第8項

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- ・「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- ・「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- ・なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- ・一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

※国公立の大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として民間の大学等、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

学術研究目的

「学術研究目的」に関する主な条文

- ① 利用目的変更の制限の例外に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
- ② 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
- ③ 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- ④ 学術研究機関等の責務に関するもの（法第59条）

- ・「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- ・なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

【参考】例外規定の適用に関する共通要件

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置や開示請求等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、例外規定が適用される。
 - ① 利用目的変更の制限に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
 - ② 要配慮個人情報の取得の制限に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
 - ③ 個人データの第三者提供の制限に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

【学術研究目的で取り扱う必要がある】

- ・ 「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合については、一般の民間事業者による個人情報の利用と比べ、個人の権利利益が侵害されるおそれが相当程度低下することとなる一方で、真理の発見・探求を目的とする学術研究における意義が認められるものであることから、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供を認めることによる利益が、これらを認めることによる本人への不利益を上回るものと考えられる。
- ・ そのため、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供は、学術研究目的で当該個人情報を取り扱う必要性がある場合に限られ、その上で、当該学術研究目的の達成のため必要最小限の範囲で取り扱うことが必要である。
- ・ また、学術研究目的で取り扱う必要があつて、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対して提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、可能な措置を講ずることが望ましい。

【個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合】

- ・ 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、目的外利用又は提供をすることはできない。この場合、当該個人情報を不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。

【参考】利用目的変更の制限の例外

法第18条第3項第5号

- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

法第18条第3項第6号

- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 個人情報取扱事業者が、学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

【参考】要配慮個人情報取得の制限の例外

法第20条第2項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

法第20条第2項第6号

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

[参考] 第三者提供の制限の例外

法第27条第1項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

事例1) …顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、目線を隠す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例2) …実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

法第27条第1項第6号

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

【参考】 第三者提供の制限の例外

法第27条第1項第7号

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、当該学術研究機関等に対する個人データの第三者提供に当たって、提供する個人情報取扱事業者は、本人の同意を取得する必要がない。

[参考] 学術研究機関等の責務

法第59条

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用（法第18条）、要配慮個人情報の取得（法第20条第2項）及び第三者提供の制限（法第27条）に関しては、学術研究機関等が学術研究の用に供する場合、学術研究機関等が学術研究の結果の発表又は教授の用に供する場合、及び非学術研究機関等が学術研究機関等と共同して学術研究の用に供する場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている。
- 一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（法第17条）、不適正な利用の禁止（法第19条）、適正な取得（法第20条第1項）、利用目的の通知（法第21条）及びデータ内容の正確性の確保（法第22条）については、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。
- また、個人データの安全管理措置に係る規律（法第23条から第26条まで）、保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（法第33条から第40条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第3節）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第4節）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第4章第5節）についても、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。

【参考】 学術研究機関等の責務

（学術研究機関等による自主規範の策定・公表について）

- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範に則っているときは、法第146条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

【参考】法第146条第1項

委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

令和 3 年改正法 民間部門ガイドライン案の概要

- 令和 3 年改正法で、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報等を取り扱う場合の規律について、一律の法の適用除外ではなく、個別の規定ごとに例外規定を設けることとしたこと、国立の病院、大学等の別表第 2 に掲げる法人等については、原則として民間の病院、大学等と同様の規律を適用することとしたことを踏まえた改正を行う。
- これに加えて、通則編については、令和 3 年改正法における「学術研究機関等」に関する定義規定の追加や条文構造の変化に即して、全体の構成を修正する（記載内容については従前のものを踏襲）。

事項	令和 3 年改正法の内容	ガイドライン案の改正内容
利用目的変更の制限の例外	学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置く ※左記の他、外国第三者提供の制限、第三者提供の 確認記録義務等も同様。	- あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合
要配慮個人情報取得の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合
第三者提供の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など
学術研究機関等の責務	個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定する	- 学術研究機関等の責務について、解釈を具体的に記載 - 学術研究機関等に係る法律の特例・適用関係 - 学術研究機関等による自主規範の策定・公表（努力義務）
規律移行法人等	国立の病院、大学等の別表第 2 に掲げる法人等（規律移行法人等）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用する	原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用される法人について、その対象となる法人や法の適用関係を記載

※ 以上のほか、各ガイドラインにおいて、令和 3 年法改正に伴う「条ずれ」対応等の所要の改正を実施

令和 3 年改正法の円滑な施行に向けた取組の方針

- 令和 3 年改正法の円滑な施行に向けて、関係者の意見を聞きながら、ガイドライン・施行準備マニュアル等の整備を進める。

○ ガイドライン

- ・ 新たに追加された各種例外や学術研究機関等の責務に関する規定について、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関係規定に関する説明を追記する形で対応。
（改正）目的外利用、要配慮個人情報の取得、第三者提供、適用除外 等
（追加）「学術研究機関等」、「学術研究目的」、学術研究機関等の責務 等
※ 事例についても、今後、盛り込む予定。

○ 関係機関等への支援

- ・ 国立大学法人を含む学術研究機関や規律移行法人からは、プライバシーポリシーや内部規程等の整備、安全管理体制、教員・研究者向け周知方法、漏えい等報告への対応などについて、個人情報保護委員会に相談が寄せられている。
- ・ このため、個人情報保護委員会としては上記ガイドラインの公表に加えて、関係機関や法人に対して令和 3 年改正法の施行に向けた準備作業について、情報提供等の必要な支援を行っていく。

IV. 質疑応答・意見交換

V. おわりに

※令和2年・令和3年も踏まえた事業者における情報管理と利活用への期待

データを巡る規範イメージと、企業に期待される対応スタイル

ポイント1

法履行の明快さを優先する行為義務から、データに対峙する姿勢を問う結果責任へ

- ✓ 令和2年改正法では、利用停止・消去の請求権への対応、不適正な方法による取扱いの禁止、漏えい等報告義務、越境データ移転時の説明責任強化等、個別の状況を踏まえて、法履行の適否が評価されることとなる規定が増加。
- ✓ 従前、一部で駆使されてきたような解釈技術的対処では限界。真に企業がやりたいことを、法の要請を咀嚼しながら、ビジネスへとデザインし、市場、社会にオープンに説明し、説得していくことの巧拙が、従来にもまして問われていく。
- ✓ コンプライアンスコストというよりも、企業価値の向上（あるいは毀損回避）の投資。

データを巡る規範イメージと、企業に期待される対応スタイル

ポイント2

データの価値を企業・グループ、プロセスチェーンで引き出すためにもデータガバナンスの高度化を

- ✓ 令和2年改正法の越境データ移転時の説明責任強化等の措置を契機に、データマッピングを試み、それにふさわしいデータガバナンスを構想・実装することは有益。
- ✓ 企業グループや、委託先・顧客・データプラットフォーマー等が関与し、国境を越えてつらなるデータプロセスチェーンを掌握し、価値創造とデータガバナンスの双方から見てベストソリューションとなっているかという視点。
- ✓ 例えば、第三者に提供しなければ柔軟に扱うことが許容される仮名加工情報の仕組みを、企業グループ等で効果的に利用するための前提としても、重要。
- ✓ PIA（Privacy Impact Assessment）や、DPO（Data Protection Officer）も、このような文脈の下で、実施・活用を。PPCも支援。

データを巡る規範イメージと、企業に期待される対応スタイル

ポイント3

地公体、大学、病院等のルールの相違や、解釈を巡る調整については、PPCに相談を

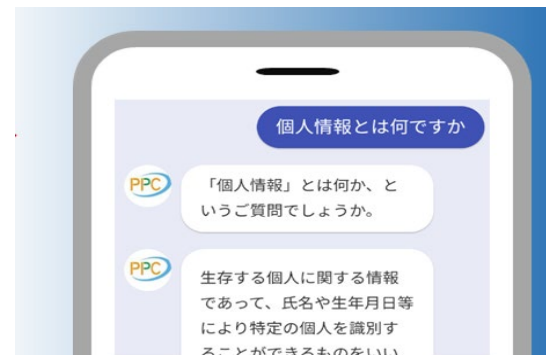
- ✓ 令和3年改正法の大きな効用は、データの保有、利用目的、提供の適不適、例外適用の可否等の法解釈・運用に係る諸権限が、個人情報保護委員会に集約されること。
- ✓ 多様な主体を巻き込み、全国各地で実施されるようなビジネスにおいて、しばしば壁として立ちはだかっていた以下のような問題について、実効的解決が期待できる。
 - 自治体ごとに異なるルール・解釈運用
 - データ利用を伴う新規案件の検討や実行に要する諸手続き
 - 解釈等の検討に要する長時間
 - 効率と効果を高め得る新技術導入の敬遠と、導入時に求められる過度のカスタマイゼーション
- ✓ 国公立大学、病院等、日常的活動に官民差が乏しく、官民連携が重要な機関等と連携容易に。データの適正管理の見極めもPPCが一元的に判断。

個人情報保護委員会へのご相談

●PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する皆様からの 質問に対して 24 時間
回答できるチャットボットサービス

<https://2020chat.ppc.go.jp/>



●個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>

電話番号 : **03-6457-9849**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

●PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発の一環として、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に関する相談を受付け

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/business_support/

電話番号 : **03-6457-9771**

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）